



田島町告示第50号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成17年12月21日

田島町長 湯田芳博



記

- 1 変更する字の区域
別紙字区域変更調書のとおり

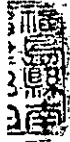
字
区
域
变
更
调
书



大字 静川 字					大 岩 原	大 字 静 川 字			豆 渡	大 字 静 川 字	編 入 す る 字
大字 静川 字	風 下	大 字 静 川 字	大 岩 下	大 字 静 川 字	黒 沢	大 字 静 川 字	大 岩 原	大 字 静 川 字	黒 沢	大 字 静 川 字	同 上 に 編 入 さ れ る 区 域
二九 の一、 三三 の二の 一部、 三七 の二の 一部、 三七 の三、 四		甲一 五五の 二から 甲一五 五の五 まで		乙一 一五一、 乙一 一五二 の一		五の 一部、 四六 の三、 七一 の二		甲二 二七の 二の一 部	六四 の一部、 六六、 六七、 七五	二三 の二、 二四 の二、 二五 の二、 五八 の一部、 六一 の一部、	



												十本木	大字 静川 字
												沼端	大字 静川 字
												二八九の三、甲二九二の三、甲二九七の五、甲二九八、甲二	甲二八一、甲二八二の三、甲二八四の二、甲二八五の一、甲
												九九の一、甲三〇〇の一から甲三〇〇の五まで、甲三〇五の	
												一、甲三〇六の一、甲三〇九の一、甲三一〇の一、甲三一〇	
												の二、甲八六四及びこれらの区域に隣接介在する水路、道路	
												である国有地の全部	
												大字 静川 字	大字 静川 字
												部、甲二二三の二、甲二二七の一、甲二二七の二の一部、甲	甲二一八の二及びこの区域に隣接する道路である国有地の全
												大字 岩原	
												二二七の三、甲二二七の四、甲二二八の一、甲二二九の一か	
												ら甲二二九の三まで、甲二三〇の一から甲二三〇の三まで、	
												甲二三〇の七及びこれらの区域に隣接する水路である国有地	
												の全部	
												大字 静川 字	大字 静川 字
												甲八六五、甲八六六の一の一部、甲八六六の二の一部、甲八	甲八



タケ沢 六七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路、道路

である国有地の全部

Table with 15 columns and 20 rows, mostly empty cells.

